

アパートなど不動産賃貸業を営んでいる方へ

# 償却資産の申告が必要です

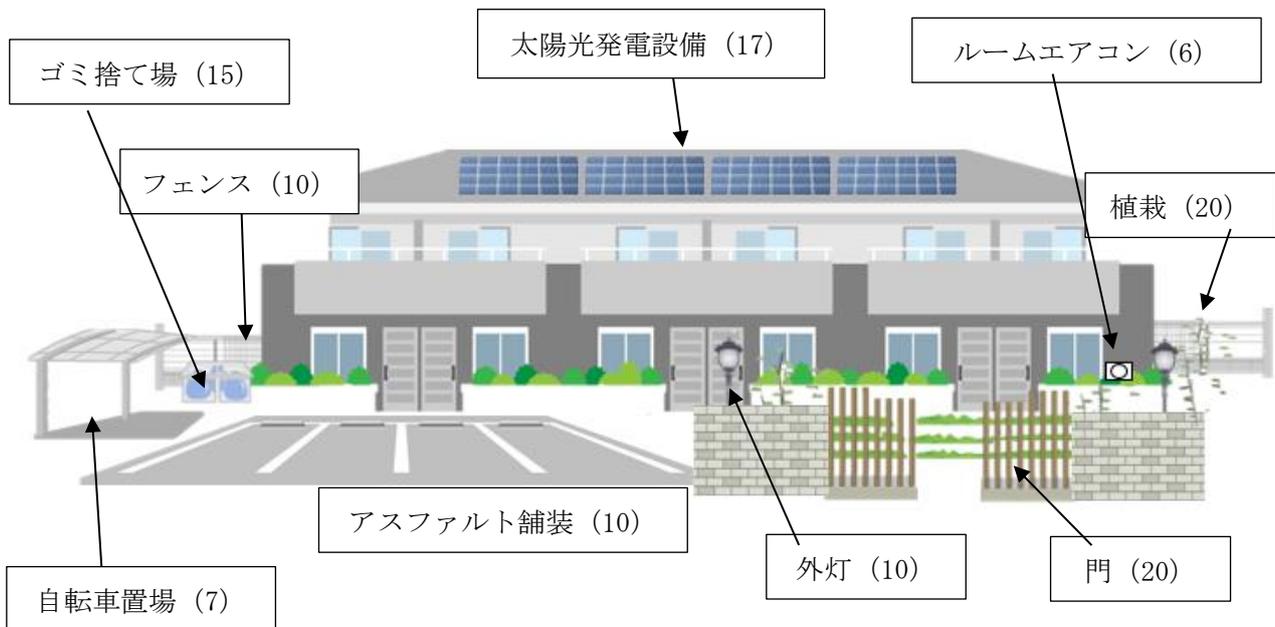
固定資産税の対象として、土地や家屋のほか償却資産があります。

この「償却資産」とは、構築物、機械、器具等の事業の用に供する有形資産のことです。

駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、不動産賃貸業を行い、次のような償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の保有状況について、1月31日までに市へ申告が必要です。

<不動産賃貸業にかかる償却資産の一例>

※( )内は耐用年数の一例



申告の詳細について、市ホームページにて「償却資産(固定資産税)申告の手引き」を掲載しています。<https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/shizei/1000040/1000059/1000060.html>

<問い合わせ>

犬山市役所(1階) 市民部 税務課 資産税担当

犬山市大字犬山字東畑 36 番地

電話:0568-44-0315(直通)

FAX :0568-44-0361